

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					3) 部分意匠制度の導入 独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。 4) 新規性喪失例外規定適用拡大の導入 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。 (変更)	4) 適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるように範囲を拡大して欲しい。	
	時計協		(5)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	・中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名度が必須要件であり、新しい商品の形状模倣品に対しては実効性がない。 法釈(2007)2号で、法解釈の基準が明確にされた点については評価する。 (継続)	・中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号(デッドコピー条項)と同様な条項を盛り込むことを要望する。 (継続)	・反不正当竞争法第5条2号
	時計協		(6)	模倣品の取締不足	・模倣品の輸出差止件数は増加しているものの、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは十分とは言えない。 (継続)	・検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。 (継続)	・知的財産権海関保護条例(条例)および条例実施弁法(弁法)
	日機輸 JEITA				・税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 (継続)	・押収品処分結果の権利者への通知。	追加
	時計協		(7)	差し押さえ担保金申請手続の不合理	・担保金: 1) 総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。 担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2) 総担保は、最大1年間(申請が認められた日から同年12月31日まで)有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。 (継続)	・1) 算定基準の明示を要望する。 2) 継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できることになる事を要望する。 そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような(日本や欧米のような)システムの変換を要望する。	・条例 第14条 ・弁法 第22条 ・知的財産権税関保護における総担保の受付について(税関総署公告2006年第31号)
	時計協		(8)	差し押さえ後の処理の不透明・遅延	・税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 (継続)	・左記に関する実施の徹底を要望する。	・弁法第35条 ・条例第20～27条 ・弁法28条
	時計協				・侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 (継続)	・侵害貨物の処分内容公開を要望する。 (継続)	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		建産協	(5)	法律の実施運用規則の不備・発行遅延	・法律等施行後も、その細則が制定されるまでに時間がかかることが多く、実務面での対応方法がわからず、苦慮している。(役所に問い合わせても回答がもらえない。) (継続) ・2010年8月19日公布の《商務部弁公庁:外商投資のインターネット、自動販売機方式の販売プロジェクトの審査管理関連問題に関する通知》商資字[2010]272号という法律があるが、その運用について、ある市の商務委員会に問い合わせたところ、担当者からは細則が出ない限りは認可手続きができないとのコメントがあった。 (継続、要望追加)	・法律等の施行後にすみやかに運用細則を制定するよう要請頂きたい。 ・このような対応は是非改善してもらい、法律を公布する際には、実務レベルまでの詰めを行って頂くか、あるいは、あとで細則等を出すにしても速やかな対応をお願いしたい。 ・日中社会保障協定の早期締結をお願いする。 ・北京市等一部の地方政府で社会保険強制加入が実施されているが、協定締結までの間は、社会保険料納付を免除する経過措置を実施していただくことを要望する。 ・法律の発表後、運用細則もただちに発表して頂きたい。 ・法令を施行する際に経過措置等設けることでスムーズな移行を期待する。	中華人民共和国社会保険法
		日機輪					
		日商			・2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回会議にて《中華人民共和国社会保険法》が可決され、中国国内で勤務する外国人にも社会保険加入を義務化する旨を明記されているが、運用細則がなく、外国人が社会保険加入後、如何なる社会保険の待遇が享有できるか、関連手続きはどうすればいいのか等運用面のルールは不明確である。 (変更) ・(一例)2013年より、上海市において征地人員に対する保険支払義務の免除が無くなった。しかしながら詳細が決まっておらず、経理処理、支払等において明確な対応ができない状況である。		
		JPETA					
		日商	(6)	債務超過企業の法的責任の不透明	・取引先の企業が債務超過になったことが、新聞報道で知ったが、文書による通知もなく、債権者会議も開かれな。予告なしに債務処理委員会より返済金が振り込まれ簡単な文書1枚のみ、今後のことも記載なし。直接問い合わせしても文書による回答がない。 (継続)		
		日機輪 JEITA	(7)	ネット関係法規制整備の遅れ	・ネット関係の法規制整備の遅れ。企業に対する誹謗中傷もしくは社内情報漏洩等に対する法規制の規制枠組みが弱い。 (継続)		
		日機輪 JEITA	(8)	罰則の不足	・小額窃盗者への過小刑罰(再犯の可能性)。 (継続)		
		医機連	(9)	複雑・長期間の法規制	・2014年1月1日からEMC規格適用が開始となり、新規申請分は、EMC実機試験報告書の提出が必要となる。また、更新申請でもEMC実機試験報告書の提出が必須となる。上記の試験期間を想定すると現在の認定スケジュールより、更に3ヶ月程度遅延が想定される。中国国内向け生産への影響が発生する。	・承認までの期間短縮をまずはお願いしたい。	

追加